

J R 東海労申第 2 2 号
2 0 1 7 年 2 月 2 1 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 小林 光昭

休日指定予定日公表の廃止に関する団体交渉の開催を求める申し入れ

組合は申第 16 号「休日指定予定日公表の廃止に関する申し入れ」を提出して労使協議の場を求めたが、開催された業務委員会では十分な議論を尽くすことができなかった。よって改めて下記の通り申し入れる。

尚、問題となっている「休日指定予定日の公表」は、会社が 2000 年の基本協約改定の団体交渉時に提案し、2001 年 4 月より実施されたものである。労使の合意で実施されたものを、会社の都合で一方的に廃止することなどあってはならないことである。従って当然今申し入れについては団体交渉を開催するよう求めるので、下記について誠意ある回答を行うこと。

記

1. 年休の請求は、労働日に労働免除を請求するのが労基法に則った取り扱いである。従って、「休日指定予定日の公表」を従来通り前月 10 日までに行うこと。
2. 請求した年休請求日に、会社が一方的に休日を指定した場合は、労基法第 39 条違反である。一方的な休日の指定は行わないこと。
3. 休日勤務申込みの取り扱いは従来通りにすること。そして、申し込み取り消しの締切日を設定しないこと。

以 上